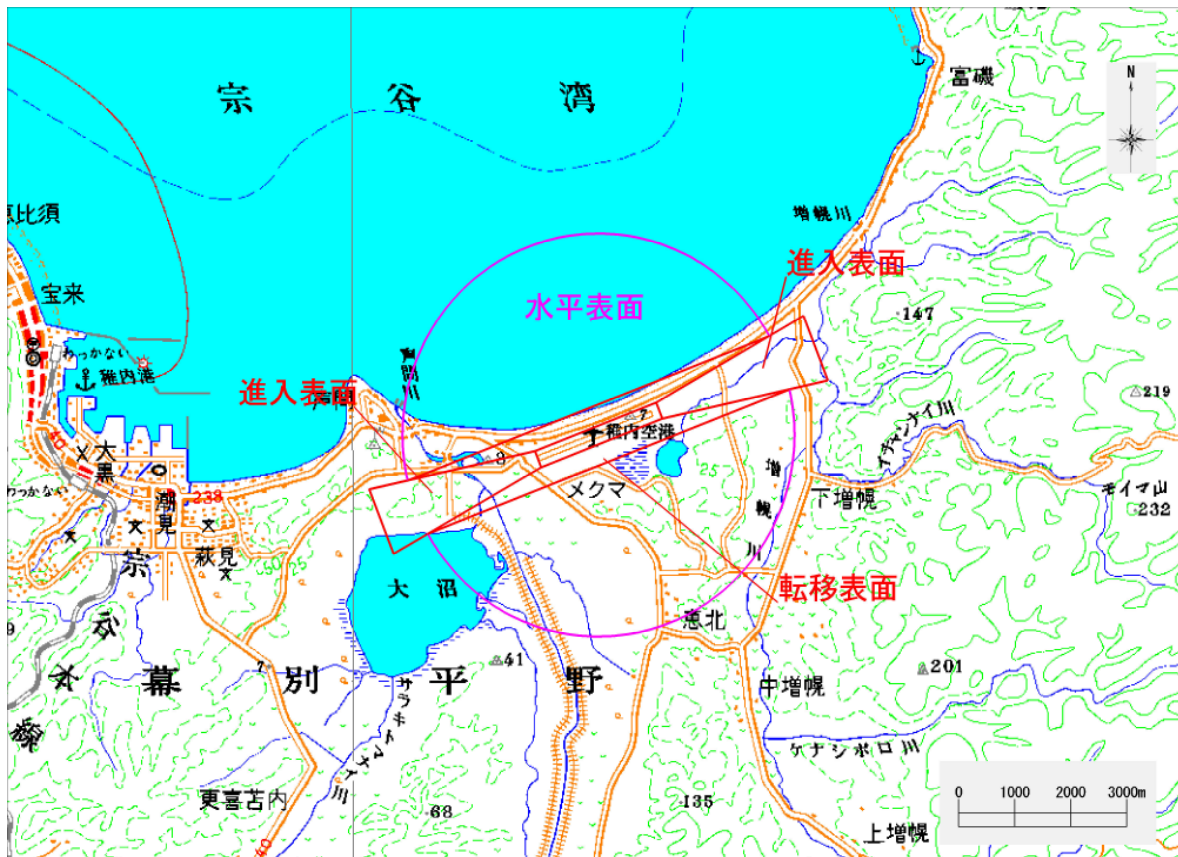


# 稚内空港事務所からのお知らせ



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の  
数値地図200000(地図画像)を複製したものである。  
(承認番号 平20業複、第170号)」

稚内空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域(上の図の区域)を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限(進入表面・転移表面・水平表面)を設けています。

(法律: 航空法第49条)

対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前に稚内空港事務所までお問い合わせいただければ、高さ制限表面を突出するか否かの確認をさせていただきます、ご回答いたします。

なお、物件等には、TVアンテナ・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーン等も該当します。

航空の安全確保を図っていくため、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、下記の国土交通省 東京航空局 稚内空港事務所まで、お問い合わせ下さい。

※問い合わせ先

国土交通省 東京航空局 稚内空港事務所

TEL 0162-27-2727

FAX 0162-27-2730